

説得力欠く勝手な理屈だ

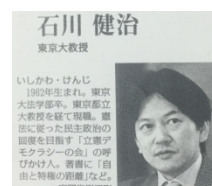


写真は「記者会見し、臨時国会冒頭で衆院を解散する意向を表明する安倍晋三首相」(毎日新聞9月26日朝刊1面)。同感するところが多いので、標題の社説を抜粋して紹介しておきたい。

これが衆院を解散し、総選挙をするに足る理由なのだろうか。かえって疑問が深まる記者会見だった。安倍晋三首相が28日に召集する臨時国会の冒頭で衆院を解散する方針を正式に表明した。8月に内閣を改造しながら、首相の所信表明演説や代表質問を一切行わず、総選挙を迎える異例の解散となる。なぜ今、解散なのか。

首相の説明は、再来年秋に消費税を8%から10%に引き上げる際、増税分の一部を教育無償化に充てるなど使い道を見直すからだという一点に尽きた。税に関する政策変更は国民の信を問うべきだというわけだ。消費税延期を言い出した2014年の衆院選と全く同じである。だが、前回の消費増税延期が与野党の争点にならなかったように、使い道の見直しは民進党が既に打ち出している課題だ。解散して信を問うテーマと言うには説得力を欠く。

「北朝鮮と少子高齢化という国難突発の解散だ」とも首相は語った。しかし、本音は4年後の21年秋まで首相を続け、宿願の憲法改正を実現するための解散なのではなかろうか。むしろ自らを取り巻く現状を打破する解散と言っていい。あの低姿勢ぶりは何だったのか。首相は先月内閣を改造した際の記者会見で、森友学園や加計学園の問題について「国民に大きな不信を招いた」と頭を下げた。ところが臨時国会では質疑に応じないと言う。再び国民の関心が高まるのを恐れたからだろう。疑惑隠しと言われても仕方がない。しかも首相は「選挙は民主主義における最大の論戦の場」と語り、国会など開かなくてもいいと言わんばかりだった。その論理のすり替えに驚く。



同紙オピニオンの石川健治・東京大教授の「論点」冒頭にも注目。

2014年11月の「アベノミクス解散」は党利党略のための解散である疑いが濃く、「非立憲」と評すべきものだった。今回の衆院解散は「国会の招集権」が絡んでいるのが特徴だ。内閣に招集を義務づける憲法53条後段に基づき、野党が6月に臨時国会の召集を求めたにもかかわらず、安倍晋三首相がなかなか応じず、ようやく召集される臨時国会で一切の審議もせずに解散というのでは53条違反だ。首相による今回の解散権の行使は「非立憲」であるのみならず、「違憲」だと言ってよい。

(2017年9月27日)